

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### 試作機の製作費等の処理について

##### 《内容》

顧問先のA社（工作機械の製造販売業）は、開発途上の医療・介護機器の試作機を約6か月間にわたりA社の展示スペースに展示し、取引先等へのデモンストレーションを行うなどにより評価等の情報を収集して、さらに改良を加えて製品化するための試験研究に使用する予定です。これまでに、A社がこの試作機の開発研究や試作に要した原材料費、労務費、経費等の合計額は約1千万円（そのうち、試作機の製作に要した原材料費、労務費、経費等は約3百万円）に及んでいます。

このような場合、試作機の開発研究や試作に要した費用は、展示用機械（固定資産）として資産に計上するのでしょうか。あるいは、試験研究費として損金に計上するのでしょうか。

### 『答』

ご質問の試作機の製作に要した原材料費、労務費、経費等の合計額の約3百万円は、貯蔵品等の棚卸資産に計上することが相当と考えられ、また、残りの約7百万円は、新規の医療・介護機器の開発・研究用に投下された試験研究費として、その支出時に損金の額に算入することが相当と考えられます。

#### （解説）

- 1 法人が、広告宣伝や取引先等の評価を受けるために開発途上にある試作機を展示・実演等を行う場合がありますが、試作機の展示・実演等が研究開発の一環というよりは、むしろ法人の研究開発活動や新製品の宣伝をするために、長期間にわたり、常時、展示・実演等を行うような場合は、固定資産として計上するものと考えられますが、開発途上の試作機は、最終的に完成されたものではなく、今後、さらに改良を加えて製品化するための試験研究に供するものであり、その試作機が展示・実演等の用に供されるとしても、一時的なものであり、その展示・実演等の目的も研究開発の一過程として、取引先等の評価を受けるため短期間展示・実演を行うような場合は、固定資産ではなく、貯蔵品等の棚卸資産として処理することが相当と考えられます。

なお、この場合の資産計上すべき試作機の取得価額は、自己の製作に係る棚卸資産であることから、①当該資産の製作のために要した原材料費、労務費及び経費の額、②当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額の合計額となります（法令32①二）。

2 ご質問の場合は、A社は、開発途上のこの試作機を約6か月間にわたりA社の展示スペースに展示しますが、その目的は取引先等へのデモンストレーションなどによりこの試作機にさらに改良を加えて製品化するための評価等の情報を収集することにあるということと、また、展示後はさらに試験研究の用に使用される予定であり、その展示は研究開発の一過程として行われる一時的なものであることから、貯蔵品等の棚卸資産に計上することが相当と考えられます。

なお、この試作機を貯蔵品等の棚卸資産に計上する場合の取得価額は、自己の製作によるものであることから、試作機の製作に要した原材料費、労務費、経費等の合計額の約3百万円が相当であり、残りの約7百万円は、新規の医療・介護機器の開発・研究用に投下された試験研究費として、その支出時に損金の額に算入することが相当と考えられます。また、貯蔵品等の棚卸資産に計上した試作機については、さらに改良等を加える場合は引き続き貯蔵品等の棚卸資産に計上し、分解等により試験研究の用に供する場合は、その試験研究の用に供したときにおいてその計上額について試験研究費として損金の額に算入することが相当と考えられます。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。  
予めご了承ください。

#### 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

#### ■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。